

姉妹都市及び友好都市との交流促進を図るため、姉妹都市青少年奨学基金と友好都市交流基金のそれぞれの目的を継承しつつ、2つの基金を統合し、新たな基金を設置するもの。

1 背景

- ・北上市では、姉妹都市2自治体(コンコード市、柴田町)、友好都市2自治体(三門峡市、石垣市)と締結しており、さらに平成32年1月には流山市と姉妹都市提携を締結する見込みとなっている。
- ・既存の姉妹都市青少年奨学基金及び友好都市交流基金は、基金設置の目的等によって用途が制限されることから、柔軟な対応が難しい。
- ・それぞれの基金の当初の目的等を継承しつつ、姉妹都市及び友好都市との交流を促進していく新たな基金の設置が必要となっている。

2 現状

(1) 姉妹都市青少年奨学基金

- ①設置年月日 昭和50年9月12日(条例議決)
- ②基金残高 4,000,000円(平成29年度決算)
- ③設置目的 市内の青少年の渡米留学を奨励するため
- ④経緯 昭和49年10月 コンコード市と姉妹都市提携
昭和50年8月 コンコード市から寄付金
1,000ドル(304,278円)
北上市内一般寄付金 1,540,000円
合計 1,844,278円
- ⑤利用実績 2回(昭和54年度105千円、昭和57年度187千円)

(2) 友好都市交流基金

- ①設置年月日 平成4年3月18日(条例議決)
- ②基金残高 8,391,753円(平成29年度決算)
- ③設置目的 友好都市である三門峡市との交流を促進するため
- ④経緯 平成3年12月
千田満子氏外2名(相去町在住)から寄付
現金20,000千円
平成4年が日中国交正常化20周年に当たり、友好都市三門峡市と益々友好親善を深めること、特にも三門峡市の青少年人材育成の援助等に使用することを趣旨として御寄附いただいた
- ⑤基金の処分 4回(平成18~22年) 計11,629千円

3 新たな基金の概要

- (1)基金の名称 姉妹都市・友好都市交流基金
- (2)基金の額 12,391,753円
※平成30年度の運用益約1,000円が加算される
- (3)設置年月日 平成31年4月1日
- (4)目的 姉妹都市及び友好都市との交流を促進するため
- (5)基金の処分 姉妹都市及び友好都市との交流事業の経費
 - ①姉妹都市及び友好都市との周年記念事業
 - ②小中高校生の交流事業(北上市から訪問する場合)
 - ③団体が姉妹都市及び友好都市で開催されるイベントでの交流事業
 - ④国外の姉妹都市及び友好都市に所在する大学又は高等学校に入学するとき
 - ⑤北上市、北上市姉妹都市・友好都市委員会又は市内団体が交換留学を目的とした計画により、国外の姉妹都市及び友好都市に所在する大学又は高等学校に聴講生として参加するとき
 - ⑥その他市長が必要と認めた経費

4 例規

- (1)新規制定 北上市姉妹都市・友好都市交流基金条例
- (2)廃止
 - ・北上市姉妹都市青少年奨学基金条例
 - ・北上市友好都市交流基金条例
 - ・北上市姉妹都市青少年奨学金貸与条例
 - ・北上市姉妹都市青少年奨学金貸与条例施行規則

5 スケジュール

- 2月14日 議会全員協議会
- 2月19日 庁議
- 2月28日 2月会議提出
- 4月1日 基金設置